

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月四日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三号

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成二十四年三月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「墓地等経営許可申請書（別記第一号様式）」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請をする法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積
- 四 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数
- 五 納骨堂にあつては、施設の建築面積及び延べ面積並びに収蔵区画数
- 六 火葬場にあつては、施設の建築面積及び延べ面積並びに火葬炉の炉数及び処理能力
- 七 墓地等の構造設備の概要
- 八 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
- 九 墓地等の管理者の住所、氏名、生年月日及び電話番号

第二条第三項中「別記第二号様式」を交付し、「別記第一号様式」を交付するとともに」に改め、「（別記第三号様式）」及び「（別記第四号様式）」を削り、「（別記第五号様式）」に記載する」を「を作成し、次に掲げる事項を記録する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 経営する法人の種別、名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日

二 墓地等の名称

三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積

四 申請年月日、許可年月日及び許可番号

五 墓地等の構造設備の概要

六 届出履歴

七 管理者の氏名、住所、生年月日及び電話番号

八 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数

九 納骨堂にあつては、施設の建築面積及び延べ面積並びに収蔵区画数

十 火葬場にあつては、施設の建築面積及び延べ面積並びに火葬炉の炉数及び処

理能力

第三条第一項中「墓地等変更許可申請書（別記第六号様式）」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請をする法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の所在地
  - 四 変更事項
  - 五 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- 第三条第三項中「別記第七号様式」を「別記第二号様式」に改める。
- 第四条第一項中「墓地等廃止許可申請書（別記第八号様式）」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申請をする法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の所在地及び敷地の面積
  - 第四条第三項中「別記第九号様式」を「別記第三号様式」に改める。
  - 第五条第一項中「みなし許可に係る届出書（別記第十号様式）」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 届出をする法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日

- 二 墓地又は火葬場の名称
  - 三 墓地又は火葬場の所在地
  - 四 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分
  - 五 墓地又は火葬場の敷地の面積
  - 六 事業の名称
  - 七 事業の認可又は承認の年月日及び番号
  - 八 事業の概要
- 第八条第一項中「土葬許可申請書（別記第十一号様式）」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申請をする法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
  - 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
  - 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
  - 五 土葬を行う理由
- 第八条第三項中「別記第十二号様式」を「別記第四号様式」に改める。
- 第九条中「別記第十三号様式」を「別記第五号様式」に改める。
- 第十二条第一項中「申請予定者」の下に「（以下「申請予定者」という。）」を

- 加え、「標識設置届（別記第十四号様式）により区長に標識に掲示した事項を」を  
「当該標識に掲示した次に掲げる事項を区長に」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申請予定者である法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の建設予定地の所在地
  - 四 墓地にあつては、敷地面積、墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数
  - 五 納骨堂にあつては、施設の敷地面積、建築面積、延べ面積、階数及び収蔵区画数
  - 六 火葬場にあつては、施設の敷地面積、建築面積及び延べ面積並びに火葬炉の炉数及び処理能力
  - 七 墓地等の経営許可又は変更許可の申請予定年月日並びに工事の着手及び完了の予定年月日
  - 八 標識設置年月日
  - 九 当該標識に係る問合せ先
- 第十二条第二項に次の一号を加える。
- 四 設置した標識の写し
- 第十三条第二項中「説明会等報告書（別記第十五号様式）」を「次に掲げる事項

を記載した報告書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請予定者である法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の建設予定地の所在地
  - 四 説明を行った日時、場所及び方法
  - 五 説明者の氏名
  - 六 説明の概要
  - 七 隣接住民等の意見
- 第十三条第三項第四号中「示す」の下に「土地登記事項証明書及び」を加える。
- 第十四条第二項中「意見申出書（別記第十六号様式）」を「次に掲げる事項を記載した意見申出書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申出者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
  - 二 申出の対象となる墓地等の名称
  - 三 申出の対象となる墓地等の建設予定地の所在地
  - 四 申請予定者である法人の名称
  - 五 申出年月日

- 六 意見の内容
- 第十五条第一項中「事前協議結果報告書（別記第十七号様式）」を「次に掲げる事項を記載した報告書」に改め、同項に次の各号を加える。
  - 一 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の建設予定地の所在地
  - 四 協議を行った日時及び場所
  - 五 協議の内容
  - 六 協議の結果
- 第十八条中「工事完了届（別記第十八号様式）」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。
  - 一 法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の所在地
  - 四 工事の完了年月日
  - 五 墓地等の敷地の面積

第十九条中「申請事項変更届（別記第十九号様式）」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法人の名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日

二 墓地等の名称

三 墓地等の所在地

四 変更事項

別記第一号様式を削る。

例 別記第二号様式(表)中「東京都七区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する法律第10条第1項」を「 延床面積」を「 延床面積」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

例 別記第三号様式から第六号様式までを削る。

例 別記第七号様式(表)中「東京都七区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する法律第10条第2項」を「 延床面積」を「 延床面積」に改め、同様式

を別記第二号様式とする。

別記第八号様式を削る。

別記第九号様式(表)中「東京都北区豊島等の構造設備及び管理の基準等に関する条  
例第4条第2項」を「豊島、埋立等に関する法律第10条第2項」に、「延床面  
積」を「積」を「積」に、「延床面  
積」を「積」に改め、同様式を別記第三号様式とし、同様式の次に次の一様  
式を加える。

第4号様式（第8条関係）  
（表）

第	号
土 葬 許 可 書	
事務所所在地 法人の名称	
年 月 日付けで申請のあった土葬については、東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
東京都北区長	
印	
記	
1	死亡者の氏名
2	墓地使用者 住 所 氏 名
3	墓地の名称
4	墓地の所在地
5	条 件

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第十号様式から第十二号様式までを削る。  
別記第十三号様式中「延床面積」を「延べ面積」に、

区画数

を

区画数及び処理能力

に、

基地等経営許可申請予定日

を

基地等経営許可の  
可の  
許可月  
許年月  
管許年  
営許年  
経更定  
等変予  
地は請  
基又申

「お問い合わせ」

「お問い合わせ」を「お問い合わせ」に改め、「問い合わせ者」を削り、同様式を別記第五号様式とする。

別記第十四号様式から第十九号様式までを削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則第九条及び別記第五号様式の規定は、この規則の施行の日以後に設置する標識について適用し、同日前に設置する標識については、なお従前の例による。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和三年二月十日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第四号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例（令和二年十二月東京都北区条例第四十六号）付則ただし書に規定する規定（東京都北区立志茂二丁目児童遊園に係る部分に限る。）の施行期日は、令和三年二月十九日とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月十日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第五号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「、東京都北区立谷端プール多目的広場」を削る。

別表第一東京都北区立谷端プール多目的広場の項を削る。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。